三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十五年三月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○環境省告示第百七十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　財団法人愛媛県廃棄物処理センター

ロ　住所　愛媛県松山市一番町四丁目四番地二

ハ　代表者の氏名　理事長　三木　輝久

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

愛媛県新居浜市乙四百九十九番四及び四百九十九番五並びに磯浦町乙五百四十二番一及び五百四十四番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(6)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(7)　(1)から(6)までに掲げるもの以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

五　申請年月日

平成二十四年十二月二十一日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課並びに中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課及び高松事務所廃棄物・リサイクル対策課、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課並びに東予地方局健康福祉環境部環境保全課並びに新居浜市環境部ごみ減量課

○環境省告示第百七十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十八日

環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平千三百二	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一―三十五　福島キャピタルフロントビル七階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号　〇二四（五七三）七四〇〇